



平成 30 年 11 月 1 日

株 主 各 位

静岡県葵区常磐町 2 丁目 6 番地の 8  
株式会社 TOKAI ホールディングス  
代表取締役社長 嶋田 勝彦

## 第 8 期中間配当金支払いに関するお知らせ

当社は、平成 30 年 11 月 1 日開催の取締役会におきまして、第 8 期(平成 30 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日まで)の中間配当金の支払いにつき、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。

### 記

当社定款の規定に基づき、平成 30 年 9 月 30 日を基準日として、次のとおり中間配当金を支払います。

- |                               |                         |
|-------------------------------|-------------------------|
| 1. 中 間 配 当 金                  | 1 株につき 金 1 4 円 0 0 銭    |
| 2. 中間配当金の効力発生日<br>(支 払 開 始 日) | 平成 3 0 年 1 1 月 3 0 日(金) |

以上

尚、中間配当金領収証(振込みご指定の方には、中間配当金計算書等)につきましては、きたる 11 月 29 日(木)にお届け出ご住所あてにお送り申し上げます。

#### 【本件に関するお問い合わせ】

三井住友信託銀行 証券代行部 (当社株主名簿管理人)

〒168-0063 東京都杉並区和泉二丁目 8 番 4 号

TEL : 0120-782-031 (受付時間 土・日・祝日・年末年始を除く 9:00~17:00)